

緊急時対応専門調査会第1回会合議事録

1. 日時 平成15年8月28日(木) 15:00 ~ 16:48

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 専門委員紹介

(2) 座長の選出

(3) 専門調査会の運営等について

(4) 厚生労働省、農林水産省における緊急時対応に関する取り組み

(5) 緊急時対応のあり方等について

(6) その他

4. 出席者

(委員)

寺田委員長、本間委員、見上委員、丸山座長、飯島専門委員、岡部専門委員

春日専門委員、近藤専門委員、但野専門委員、羽生田専門委員、元井専門委員

山本専門委員、渡邊専門委員

(事務局)

梅津事務局長、一色事務局次長、杉浦情報・緊急時対応課長、平子課長補佐

(関係省庁)

南厚生労働省監視安全課長、朝倉農林水産省食品安全危機管理官

5. 配布資料

- ・ 食品安全委員会専門調査会運営規程
- ・ 食品安全委員会の公開について
- ・ 厚生労働省説明資料

厚生労働省健康危機管理体制の体系及び情報の流れ

厚生労働省健康危機管理基本方針

食中毒健康危機管理実施要領

食中毒処理要領

- ・ 農林水産省説明資料
- ・ 情報収集の範囲
- ・ 食品安全委員会緊急時対応基本指針項目（案）
- ・ 食品安全基本法

寺田委員長 食品安全委員会の委員長をやらせていただいております、寺田でございます。ただいまから、第1回の「緊急時対応専門調査会」を開催いたします。座長が選出されるまで、しばらくの間私が議事を進行させていただきます。座ってお話させていただきます。

まず、何よりもこの食品安全委員会の専門委員の就任をお引き受けくださいます、本当にありがとうございました。また、第1回の専門調査会、かなり時間が迫って出席をお願いしたにもかかわらず、これだけたくさん出席してくださいます、本当にありがとうございます。

内閣総理大臣の任命により、本日8月28日付けで、13名の方の任命が行われました。皆様方には、私の方から「緊急時対応専門調査会」への参加を指名させていただきました。辞令をお手元の封筒に入れてありますので、よろしく願い申し上げます。

さて、食品安全委員会は、御存じのとおり今年の7月より、食品安全基本法に基づき内閣府に設置されており、私を含めた7名の委員と、皆様方さまざまな専門分野における、約二百人程度の専門委員会、分野別に委員会と専門調査会で構成されます。

このうち、本日発足いたしました緊急対応の分野を担当する、緊急時対応専門調査会は、医学、薬学、獣医学、食品危害情報に詳しい専門家、感染症、危機管理、情報交流、法律といった、さまざまな専門分野の方々から御参加をお願いしております。

この調査会では、重大な食品事故等緊急時における対応の在り方に関する事項につきまして、調査審議をしていただくこととなりますが、特に緊急の対応が必要とされる事態の特定、緊急時の対応マニュアルの策定、事後検証等が主な役割と考えております。当委員会の中でも、大変重要な役割の1つであるというふうに考えております。

専門委員の皆様におかれましては、これまでの専門分野の御経験、研究等を、専門調査会での調査審議において十分生かしていただき、私たち委員ともども国民の健康の保護が最も重要であるという基本理念の下に、食品の安全性の確保に向け、御協力のほど何とぞよろしくお願いいたします。

私のあいさつはこれで終わらせていただきます。それでは、事務局の方から資料の確認よろしくお願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 それでは、配布させていただいております資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1といたしまして「食品安全委員会専門調査会運営規程」。

資料2といたしまして「食品安全委員会の公開について」。

資料3-1から3-4まで、厚生労働省説明資料でございますけれども、資料の3-1といたしまして「厚生労働省健康危機管理体制の体系及び情報の流れ」。

資料3-2といたしまして「厚生労働省健康危機管理基本方針」。

資料3-3といたしまして「食中毒健康危機管理実施要領」。

資料3-4といたしまして「食中毒処理要領」。

資料4といたしまして、農林水産省説明資料。

資料5といたしまして「情報収集の範囲」。

資料6といたしまして「食品安全委員会緊急時対応基本指針項目(案)」。

資料7といたしまして、参考までに「食品安全基本法」を配布させていただいております。

寺田委員長 お手元に資料ございますでしょうか。ない資料はございませんか。

それでは、まず議事に入らせていただきますが、初めに事務局より専門委員の御紹介の方をお願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 専門委員の方々の御紹介を申し上げます。「あいうえお」順でさせていただきます。

まず、飯島康典専門委員。

飯島専門委員 日本薬剤師会の常務理事をしております、飯島でございます。よろしくお願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 岡部信彦専門委員。

岡部専門委員 国立感染症研究所の岡部です。どうぞよろしくお願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 春日文子専門委員。

春日専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の春日と申します。よろしくお願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 近藤信雄専門委員。

近藤専門委員 岐阜県獣医師会会長の近藤信雄です。よろしくお願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 但野利秋専門委員。

但野専門委員 東京農業大学の但野です。よろしくお願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 羽生田俊専門委員。

羽生田専門委員 日本医師会の羽生田でございます。よろしくお願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 丸山務専門委員。

丸山専門委員 日本食品衛生協会の丸山でございます。よろしくお願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 元井菫子専門委員。

元井専門委員 農業生物資源研究所の元井でございます。よろしくお願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 山本都専門委員。

山本専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の山本でございます。よろしくお願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 渡邊治雄専門委員。

渡邊専門委員 国立感染症研究所の渡邊です。よろしくお願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 また、本日は御出席いただいておりますが、吉川肇子専門委員、小泉淑子専門委員、田中正博専門委員が御都合により欠席となっております。

寺田委員長 どうもありがとうございました。なお、本専門調査会には、委員会の担当委員といたしまして、見上委員。

見上委員 見上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

寺田委員長 それと本間委員が出席しております。審議にも参加させていただくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、厚生労働省、農林水産省、事務局職員の紹介をお願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 本日は、厚生労働省より南監視安全課長の出席をいただいております。

農林水産省より、朝倉食品安全危機管理官の出席をいただいております。

それから、食品安全委員会事務局から、梅津事務局長。

一色事務局次長。

緊急時対応課担当補佐の平子課長補佐。

それから、紹介が遅れましたけれども、私、緊急時対応課長の杉浦でございます。よろしくお願ひいたします。

寺田委員長 ありがとうございます。続きまして、本調査会の座長の選出をお願いしたいと思います。

食品安全委員会専門調査会運営規程第2条3項により、専門調査会に属する専門委員の互選によって座長を選任することになっております。

どなたかございませんでしょうか。渡邊専門委員、どうぞ。

渡邊専門委員 丸山先生が適任かというふうに思います。

寺田委員長 どうもありがとうございます。どうぞ。

元井専門委員 私も先生の御専門、御分野、御経歴などから、丸山先生が適当だと思ひます。

寺田委員長 渡邊、元井、両専門委員から、丸山先生を座長にという御推薦がございましたが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、丸山先生、座長に選任されましたので、大変御苦勞でございますが、これからよろしくお願ひいたします。座長席の方へ御移動をお願いいたします。

大変恐縮ですが、ごあいさつなどお願ひいたします。

丸山座長 丸山でございます。ただいま「緊急時対応専門調査会」の座長という大役を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

この緊急時対応の専門調査会というのは、ほかの2つの専門調査会、あるいは13の個別の調査会といひましょうか、この中でも特別重要な調査会であるというふうに私も認識しております。

ただいま、寺田委員長の方から、この調査会の役割というのは、緊急の対応が必要となる事態の特定、緊急時対応マニュアルの策定、それから事後検証というものが大きな役割になるとのことでございます。

私が、こういう役を十分果たせるかどうか、一番自分で不安に思っておりますが、皆様の御協力によりまして、進行役を務めさせていただき、また事務局との調整役を果たさせていただきたいと思っております。議事の進行を始め、委員の先生方にはいろいろ協力をいただくことになると思ひます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

座らせていただきます。

それでは、議事を続けさせていただきます。この調査会の運営等につきまして、事務局の方からまず御説明をいただきたいと思っております。配布されました資料を参考にしながらお願いできたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 それでは、資料1の「食品安全委員会専門調査会運営規程」について説明させていただきます。

この規程は、7月9日に食品安全委員会により決定されたものでございます。

まず「総則」ですけれども「第1条 食品安全委員会の専門調査会の設置、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる」というふうになっております。

それから、専門調査会の設置でございますけれども「第2条 委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置く」ということで、1つは企画専門調査会。

2つ目に、リスクコミュニケーション専門調査会。

3つ目に、緊急時対応専門調査会。

それから、別表に13のいわゆる危害要因別の評価を行います専門調査会が規定されております。

2条の2といたしまして、専門調査会は専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。

3 専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する。

4 座長は、当該専門調査会の事務を掌理する。

5 座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

次に「専門調査会の所掌」でございます。

第3条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。

2 はリスクコミュニケーションの専門調査会ですけれども、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する。

3 番目に、当専門調査会であり、緊急時対応専門調査会は、重大な食品事故等救急時における対応のあり方等に関する事項について調査審議する。

4 は、危害要因別の専門調査会の所掌でございます。

次のページにまいりまして、議事録の作成につきまして、第4条で専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとするということで、会議の日時及び場所、出席した専門委員の氏名、議題となった事項、審議経過、審議結果について記載することになっております。

次に「専門調査会の会議」ですけれども。

第5条 座長は専門調査会の会議の招集し、その議長となる。

2 委員は、専門調査会に出席することができる。

3 座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる。

最後に「雑則」として。

第6条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が専門調査会に諮って定める。

そういう規程になっております。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。ただいまの運営に関しての事項につきまして、何か委員の先生方から御質問がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございませうか。それでは、もう一つ運営に関わることでございますけれども、専門調査会の公開ということにつきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思うんですが、事務局、よろしく願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料2に沿って説明させていただきます。「食品安全委員会の公開について」ということで、これは7月1日付けで安全委員会が定めたものでございます。

この規程につきましては、食品安全委員会の公開ということで定められたものではありませんけれども、最後の「その他」のところをまず見ていただきたいんですけれども「(1) 専門調査会に関しても、原則として委員会と同様の扱いとする」ということで、委員会を専門調査会というふうに読み替えて理解していただければと思います。

まず、委員会の活動状況の公開についてでございますけれども、委員会の開催予定に関する日時、開催場所等については公開すると。

2番目に、会議の公開につきましては、委員会は原則として公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼす

おそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合については、非公開とするとなっております。

3番目に、議事録等の公開についてですけれども、委員会の議事録については、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開するとなっております。

3の2番目、非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して3年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開するとなっております。

4番目に、諮問、勧告、評価結果、意見等及び提出資料の公開についてでございますけれども、委員会の諮問、勧告、評価結果、意見等については公開する。

委員会の提出資料については、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるものについては、非公開とするとなっております。

最後に「その他」といたしまして、最初に申し上げましたように、専門調査会に関しても、原則として委員会と同様の扱いとする。

その他、委員会の公開に関し必要な事項については、委員長が定めることとする。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。専門調査会の公開につきまして、ただいま御説明がありましたが、本調査会はこの原則に従いまして、本日もごらんのように既に公開で開催をしております。

この公開につきまして、特に御意見、あるいは御質問がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございましょうか。これは特に特別この調査会でということではなく、こうしたことは他のところでも一般的にされていることでございます。

よろしゅうございましょうか。

それでは、次の議題に入らせていただきます。厚生労働省及び農林水産省から、緊急時対応に関する取り組みについて御紹介をいただくことになっております。本日は、今後の専門調査会の検討の参考にするため、厚生労働省及び農林水産省に御出席いただいて、両省での緊急時対応に関する取り組みについて、御説明をいただきたいと思っております。

初めに、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長の南課長からお願いしたいと思っ

ております。南課長、よろしくお願いいたします。

南監視安全課長 それでは、私からは厚生労働省における緊急時の対応に関する取り組みのうち、特に食中毒に関連しての取り組みを中心に御説明をさせていただきます。

御用意させていただきました資料は4部ございまして、資料の3 - 1から3 - 4まででございます。

資料3 - 1は、厚生労働省の危機管理体制の体系、情報の流れ、あるいは食中毒の原因究明の概要をポンチ絵にしたものでございます。横長のものでございます。後ほどこれを基に御説明をいたします。

資料3 - 2は、厚生労働省の健康危機管理の基本指針でございまして、厚生労働省におけます危機管理について、健康危機情報の収集、対策の策定、情報の提供といったものが掲げてございます。

資料3 - 3でございますが、これは食中毒による健康危機管理の実施要領でございまして、医薬食品局食品安全部の食中毒に関連する危機管理のマニュアルでございます。情報を受けてから対策を取り、関係の部局、また関連の省庁との連携等がここに記されております。

資料3 - 4でございますが、これは厚生労働省の通知でございまして、自治体が行う食中毒が発生した際の処理要領でございます。食中毒の発生の探知から、調査、検査、更には処分といったやり方が詳しく記されているものでございます。

それでは、資料3 - 1を見ていただけますでしょうか。まず、厚生労働省の健康危機管理は、食中毒だけではなくて、あと医薬品による被害とか、感染症による健康被害、あるいは飲料水が原因となったもの等が主なものとしてとらえられておるわけでございまして、そういったものについてはそれぞれ担当の部局がございまして、そういった情報を日ごろから都道府県を通じて得るようにしているわけでございます。

また、この担当部局以外におきましても、図の左の方に保健所を通じて健康局の総務課が情報を得るようになっておりますが、これは厚生労働省が持っておりますコンピュータのオンラインシステム、W I S Hと私どもは言っているわけですが、これによって情報を取っておりますし、また国立病院におきましては、国立病院等からこの情報を直に取っていると。

また、国立の試験研究機関におきましても、自治体の衛生研究所から、あるいはまた別途外国の情報につきましても、その専門の部を置いて情報を収集しているわけでございます。

こういった情報に基づきまして、担当部局が対策を立てるということになるわけですが、中には窓口が不明確なものもございますし、あるいは複数の部局にまたがるものもあるということで、省内で調整が必要になってくるものもあるわけございまして、これにつきましては、厚生科学課に健康危機管理対策室というものを設けてございまして、ここに情報を上げるわけでございます。

この対策室におきましては、不明確なものとか、あるいはまたがるようなもので、省内で情報交換が必要である。また、省内での情報の共有が必要であるといったようなものにつきましては、健康危機管理調整会議、二重の枠で囲んでありますが、こういったものを随時開催するわけでございます。ここで担当部局との調整も行っております。

また、このうち重大な健康被害ということになりましたら、厚生労働大臣又は副大臣の下に対策本部を設けまして、ここでの検討を行うことになっております。

また、この危機管理対策室は、内閣の安全保障・危機管理室等との情報交換、連携も行っているところでございます。対策が立てられたものについての情報提供等につきましては、国民に対しましては報道機関を通じ、また政府広報等も通じて情報を提供するというところでございます。

また、自治体の担当者に対しましては、必要に応じまして担当課長会議を開催して指示を徹底させるということもやっております。

また、診断方法、治療方法等がまだできていないものにつきましては、専門の先生方に集まっておいて、こういったものを確立しまして情報を提供するということになってございます。

1枚めくっていただきますと、ここに先ほど申しました、健康危機管理調整会議の関係図が載っているわけですが、この会議は厚生労働省の大臣官房にございます、厚生科学課の課長が主査になって開催するものでございまして、委員は関係の部局の課長が委員になってございまして、14名でございます。月に1回、平時においては開催をしているということでございまして、食中毒関係担当部としては、医薬食品局食品安全部企画情報課長がこの委員となっております。

また、その下に実務の関係でより詳細な情報の交換等を行う幹事が38名任命されておまして、この幹事会も平時には月に1回開催をしているわけでございます。

めくっていただきまして、これは「厚生労働行政総合情報システム」の説明でございます。これは、厚生労働省の統計情報部が運用いたします、専用のネットワークシステムです。

この下の図で、真ん中に囲ってありますのが共用システム、左側が個別システムということになっておりまして、共用システムについては、ホームページ等がございまして、インターネット等でこれが見れることになっております。個別のシステムについてはそうはいかないわけでございます。この中で食中毒関係では食品保健総合情報処理システムが真ん中ほどに出ております。もう一つは食肉検査等情報還元データシステム、この2つを入れておりまして、上の方の食品保健総合情報処理システムには、食中毒が発生した際、保健所で行われる原因究明に関する情報をここに入力することになっています。これは実は明日から、これをきちっとやりなさいということで、新しい通知のもとに行われることになります。ここには食中毒の原因となった食品、病因物質等食中毒発生状況がここに入っているわけでございますが、明日からは食中毒調査の初期の段階における報告についても速報として入力されることになります。

そのほか、食中毒の発生状況のほかに、自治体が行います夏、あるいは冬の食品の監視、一斉取り締まり等につきましても、この結果を処理システムにおいて入力してもらうことになっております。

その下の食肉検査の方でございしますが、これはBSE等の検査結果について入力を自治体にしてもらっておりまして、厚生労働省の方で随時この情報は取れるようになっております。

めくっていただきまして、食中毒の原因究明の概要でございします。食中毒が起きますと、左の方でございしますが、患者さんの情報が医師の届出によって保健所に上がってきます。

有症者と書いてございしますのは、これはまだ病院に行っていないで、患者として認定されていない人です。このような人の情報も当然保健所にくるわけでございします。こういった情報を基に保健所が動き出しまして、その隣に書いてございしますが、患者さんや有症者の健康調査、あるいは喫食状況の調査を行うわけでございします。更には、そのまま右にいきますと、だんだんどこで食べたかというのがわかってまいりますので、関係食品取扱施設についての調査が開始されるわけでございまして、保存食、現在は2週間保存というのが求められているわけでございしますが、こういった保存食の検査、あるいは従事者、調理状況の調査、あるいは関係食品の遡り調査、どこから買ってきたのかということで、ずっと食品を遡っていくわけでございします。

また、食中毒の原因施設についての営業の禁止や停止をして、その間にその衛生状態を回復させるということもやっております。

こういった情報を都道府県の県庁を通じて、厚生労働省は入手するわけでございしますが、

食中毒事件の報告につきましては、この食中毒事件の概要が全てわかったところで、詳細として提出することが義務づけられているわけですが、症例によっては逐次情報をいただく必要のあるものがございます。

例えば、ここに書いてございますように、患者数が 50 名を超す事件であるとか、あるいは発生が複数の都道府県にまたがるものであるとか、あるいは死者が出るような重篤なものであるとか、あるいは原因食品が輸入食品で、これは恐らく広域に流通しているということもあるわけです。

また、腸管出血性大腸菌などの特定病因物質のものについても、発生したら直ちに報告を義務づけているものです。また、これは W I S H に入力していただくことになっております。

こういう形で情報を得ます。

また、原因究明が困難な事例につきましては、厚生労働省を通じまして、国立感染症研究所、また国立医薬品食品衛生研究所に、その原因物質の調査をお願いしているということでございます。

また、腸管出血性大腸菌等につきましては、疫学調査のためにその株を国立感染症研究所に送っていただいているといったことも行っております。

こういった情報を基に対策を立てまして、関係都道府県に適切な指示を出しているといったところでございます。

次のページをおめくりください。これは「大規模・広域食中毒処理」でございます。大規模というのは、どのぐらいかといいますと、患者数が 500 人以上でございます。広域というのは、患者の所在地が複数の都道府県にまたがるということでございます。明日から執行されます改正食品衛生法におきましては、こういったものについて厚生労働大臣が、これまでは自治体に任されていたものでございますが、厚生労働大臣が期限を切って、調査をして、その調査結果について報告しなさいということができるようになっております。

患者の所在地が複数にまたがる場合は、原因施設を所管する自治体に各患者の発生した自治体から患者の情報が寄せられて、そこでまとめられて厚生労働省に報告されるということになっております。

以上、概要でございます。

丸山座長 ありがとうございます。御意見、御質問は、農林水産省の説明が終わりましたから、併せていただきたいというふうに議事の進行上思っておりますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、農林水産省の消費・安全局総務課、朝倉食品安全危機管理官よりお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

朝倉食品安全危機管理官 ただいま御紹介にあずかりました、消費・安全局総務課食品安全危機管理官の朝倉と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料4にのっとり御説明させていただきます。15分程度ということですので、手短にお話いたしますが、まず私ども7月1日で新たに消費・安全局という組織をつくりまして、その中でそれまで一体的にやっていた生産の振興と食品の安全に関するリスク管理というものを、機能的な分離を図ったということでございます。

この資料に基づきますと、「これまでの対応状況」というところは、どちらかという7月以前どうやっていたかというようなものを事例で説明させていただきたいと思います。

2ページ目以降、最近の状況なり今後の予定ということでございますが、これはどちらかという7月以降どういう考えで今後やっていこうとしているか、あるいは現在何をやっているかというのを簡単にまとめております。

それでは、説明させていただきます。まず、これまでの対応状況ですが、これは過去に緊急な対応を要する事故・事件が発生した際には、それぞれの案件に応じて、私どもでいいますと農産物、畜産物、水産物、いろいろ生産に関わる部局がございます。その生産を振興している部局が関係の省庁、特に厚生労働省と密接な連携を致しまして、事故あるいは事件、人の健康に直接影響がなかったとしてもいろいろ事件があった場合には、関連した情報の収集を行い、食品の安全に係る必要な科学的な分析などを、関係の研究機関などに依頼して実施をし、またその情報を提供することをしてきているわけでございます。

緊急な対応を要する事故・事件の事例ということで、少し御紹介させていただきますと、まず「事例1」として、JCOのウラン加工施設事故に係る対応の経緯ということで、これは御記憶にもあると思いますが、茨城県東海村所在の株式会社JCOで、その東海事業所でウラン加工施設で臨界事故が発生したということでございます。これが平成11年9月30日の午前中、9時半前後だったというような記録が残っております。

その時点でもうニュースが流れ出し、農林水産省では午後に情報収集を開始しております。この場合には、原子力に対応する組織がございましたので、まずそこが中心となって、また生産を所管している部局も協力して、夜には農林水産省内に対策本部を設置して、集中的な管理体制をとったということでございます。

この間、厚生労働省も同じような対応でございまして、事務的にはいろいろ情報交換なども致しましたけれども、10月1日には農産物の放射線の検査をどうやって実施してい

くか、これは放射性物質が降ったということではなく、臨界事故が起きて中性子線が出たという問題でございまして、そこら辺をどうやって調査するかということ。

あるいは、やった結果をどのように評価するか。これは当時の厚生省が、学識経験者による安全性評価の会議というのを持っておりまして、私どもが分析した結果、あるいは茨城県の結果などをそこに集めまして、10月2日の夕刻には農林水産物については、安全性は問題ないという宣言を発表したというようなことでございます。ただ、この後も、例えばこの辺は干し芋の産地であったというようなこともございまして、そのお芋は大丈夫かということで、風評被害的なものがあったと報告書には出ておりますけれども、一応救急な対応ということでは2日の夕刻に処理をしたというような経緯がございます。

「事例2」として、所沢のダイオキシン報道に係る対応の経緯ということで、これは事故というよりは、どちらかというと事件とっていいのであらうと思います。これは平成11年2月1日のテレビ朝日の報道で、所沢の野菜のダイオキシンの濃度が0.64~3.8pg、ピコというのは非常に小さい単位(1兆分の1)でございまして、そういうごく微量なダイオキシンというのはその当時から微量でも健康に悪影響を与えるのではないかとということが心配されておりましたが、その報道を契機として所沢産のハウレン草の取り扱いが停止される、あるいは、価格が低落する影響、その地域的な影響だけでなく、日本全国に流通しているような食品は本当に大丈夫なのだろうかというような不安が拡散したということでございます。

この際、農林水産省では特に流通業者の方々に、冷静な対応の要請をするとともに、これは廃棄物処理場から降ってくる煤煙などに含まれているダイオキシンが問題であったということですから環境省、あるいは厚生省と連携して、所沢市における野菜、茶、更に周辺の土壌、降下煤じんといったものを分析いたしまして、これは毒性の高いダイオキシンのみでなく、関連する科学物質を分析しました。全部を分析するには時間が結構かかるのですが、3月25日には厚生省、環境省とともに実態調査結果を公表しております。

この間に、政府としてはダイオキシン関係閣僚会議を設置して、それぞれ各省庁の役割分担を決めて、環境省には排出抑制の方法を考えていただくとか、関連対策に同時に取り組まれたわけでございます。

いずれにしても、分析結果は、測定値はいずれも健康影響に生じることはないと考えられるレベルであるということで、農林水産省としては流通業者に連絡をしたということでございます。

このほか、最近の新しい例ですとBSEの事例がございますが、これは説明するには15

分では終わりませんので、また B S E 委員会報告書にきれいに時系列的に整理されておりますので、必要があればまた御紹介させていただけるかと思えます。今日は 15 分ということですので、とりあえず 2 つの事例を紹介させていただきましたけれども、以上のように、これまでは事案ごとに個別にやってきたというのが特徴でございます。

次のページでございますが、それでは今後どのように考えていくか、現在どこまで行っているかということでございます。まず、基本的な考え方を御説明させていただきますと、この 6 月に「食の安全・安心のための政策大綱」というものを定めまして、公表しております。

この中で、危機を未然に防止するため、わずかな兆候も見逃さず、最悪の事態を予想して準備しますと、更に、できる限り速やかに行動しますということで、危機管理をやっていきますということを明記して、農水省として約束しているわけです。

2 にございます、「危機管理体制の強化」ということでございますが、7 月 1 日付けで消費・安全局が発足しましたが、その中に食品安全危機管理官を設置いたしました。

更に、農林水産省内に食品の安全に関する緊急連絡網を整備しております。これは夜間など、あるいは休日なども対応できるようなものをまず整備しています。また、これは 9 月 1 日付けで、明日公表する予定なのですが、緊急事態が発生した場合のセンター機能を担う危機管理対応チームを消費・安全局内に設置します。食品安全危機管理官のみでなく、関係する各課から構成されるチームで対応していくということでございますが、併せてこの中で 4 ポツ目でございます、緊急事態に備えて危機管理マニュアルを、とりあえず暫定的なものを考えております。その際、当調査会で議論される内容、あるいは先ほど南課長からも御報告ありましたけれども、厚生労働省で行っている健康危機管理等とよく連絡を取りながら、農水省としての対応マニュアルを作成していく考えでございます。

B S E につきましては、これはもう既に発生して 2 年弱経過しているわけでございますが、この消費・安全局の体制変更に伴いまして、農林水産省内に新体制ができております。

具体的には、それに対応するための副大臣を本部長とする本部がございまして、それを新体制に併せて見直すとともに、新体制に併せて検査要領を改定をして、厚生省におけます屠畜場などでの検査結果と、私どもの対応というものが密接に連携して円滑に、かつ迅速に対応できるようにということを旨として、対応しているところでございます。

やはり情報収集が非常に重要でございますので、食品の安全に関わる内外の情報をできる限りとらえようということで、リスク管理を的確に行うとしております。危機ではないのですがリスク管理を的確に、危機を未然に防止するという考え方で、情報収集体制を強

化する方向で検討しております。

先ほど御紹介いたしました、危機管理対応チームは、危機管理だけをやるのではなく、そういう国内外の情報の収集、あるいは情報をとらえた際の各課の連絡調整的な機能もその中で担って、なるべく大事になる前に未然に危機を防止していくような対応でいこうという考えで対応しているところでございます。

以上です。

丸山座長 ありがとうございます。それでは、両省の説明が終了いたしましたので、この御説明につきまして、何か御質問、御意見がございましたらお受けしたいと思います。どうぞ。何か御質問ございませうか。あるいは、御意見がありましたら御発言くださいませ。

朝倉さん、よろしいでしょうか。私から、農水の方の危機管理対応チームの設置とか、あるいは危機管理マニュアルの策定というのは、もう今年度から始める計画になっておるんでございませうか。

朝倉食品安全危機管理官 お答えさせていただきます。まず、危機管理対応チームでございますが、これは9月1日付けで設置するというので今、準備を進めております。明日ですが、正式に公表し、どういうことをそのチームで行おうとしているのかというのを対外的にプレス発表という形で説明したいと思っております。

また、危機管理マニュアルにつきましては、暫定的なものをできれば10月ぐらいまでを目途に、どのぐらいのものになるかというのはまだ決まっていざいざですが、検討していきたいと思っております。

また、当調査会の検討などもまた参考にさせていただきながら、それを暫定を取ってより具体的なものに今年度中にはしていくということで、作業はしていきたいと考えております。

丸山座長 ありがとうございます。

本間先生、どうぞ。

本間委員 朝倉さんにお尋ねいたします。今の農水省の現在の情報収集体制の仕組みを御紹介いただけませうでしょうか。

朝倉食品安全危機管理官 この7月にそれまであった食糧事務所というものを改組しまして、地方農政事務所というものを設置しております。その中で、例えば表示の確認とか、消費・安全局が行う業務を担う仕事も地方農政事務所で行うことになっております。

そういう中で、1つはまだ仕組みと言えほどのものではないいざいざですが、各地域で起き

た情報をなるべく早く取って本省に報告するような方法で、今、一つは検討しているというものでございます。

あと国外の情報は、これも関係課、特に危機というよりはリスク管理の情報について、例えば私どもでいきますと、農薬、飼料添加物とか、農業生産資材に関わるリスク管理の業務がございますので、そういったことに関する海外などのリスク管理に関わる情報を収集して、この新しくできる危機管理対応チームに集めて、そこでリスク管理の対応について検討するというところでございます。そこは各課で情報を集めるという形になると思います。また、このチームがある程度海外の情報については集中的に取るということも考えておまして、この辺はこれからどうシステムティックに組み合わせていくかを、併せて検討していきたいという状況でございます。

丸山座長 本間先生、よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。

見上先生、どうぞ。

見上委員 農水、厚生、両方にお聞きしたいんですけれども、我々食品安全委員会の中の組織として、緊急時対応専門調査会というものができたばかりなんですけれども、この専門調査会とそれぞれの省とどういうふうなひもでつながっているというか、何か問題が発生した場合、どこに問い合わせるというか、どういうつながりがあるんですか。

というのは、この図を見ていると、農水省の方は書いてないんですけれども、どことコネクションができるのかなという感じをちょっと受けたもので、そういう質問をさせていただきました。

丸山座長 この安全委員会と両省庁との緊急時対応の関係は、どういうふうにつながるんだという質問です。

平子課長補佐 それでは、事務局の方から少し御説明させていただきます。現時点におきまして、厚生労働省の方からは食品安全局企画情報課が窓口ということになります。

農林水産省の方は、まさに出席していただいている、朝倉さんの食品安全危機管理官が窓口ということで、食品安全委員会の方は情報・緊急時対応課の方が窓口という形で、既に情報交換等は開始しているところでございます。

丸山座長 見上先生、よろしゅうございましょうか。

ほかに委員の先生方から御質問ありましたら、どうぞ。

春日先生、どうぞ。

春日専門委員 南課長さんに御説明をお願いしたいと思うんですけれども、輸入食品に関しまして、海外での健康被害が起きているものと共通な食品が日本に輸入されてくる場

合と、海外ではまだ健康被害が探知されてないまでも、汚染が明らかになってきた食品が輸入されてくる場合、両方あるかと思うんですけれども、そういう輸入食品に関する危機情報に対してはどのような対応をされているか、ひとつ御説明いただけますでしょうか。

丸山座長 南課長、お願いいたします。

南監視安全課長 私どもは、外国でそういう健康被害があるという情報につきましては、大使館を通じて、またEU等は事故があった場合、その関連食品が日本の方にも輸出されているという情報があれば、自動的に知らせてくるシステムを持っておりますし、またアメリカ等につきましても、FDA等が発表していますので、そういう情報を常に注視しているといったところでございます。そのほかは春日先生がいらっしゃる部で情報を取っていただいて、私どもの方に流していただくと、あらゆるメディアを通じて情報収集に勤めているといったところでございます。

丸山座長 南課長さん、そういう具体的な食品の事例は、今の中で御説明できるものはあるのでしょうか。

もしあれば、よりイメージが湧くという感じがするのですが。

南監視安全課長 最近のところでは、粉卵にAOZというか、ニトロフラン化合物が出る、発がん性が疑われるような物質が入っているというところで、EUがそれについての禁止措置を取るんじゃないかという情報がEUから流れてきまして、そういった粉卵が日本にも輸出されていると。そうしますと、私どももEUと連携を取って、向こうではどういう行政的な規制をやっているんだ、検査はどこで、どうやっているんだというのを情報交換しながら、それについての日本でのそのものをとりあえず止めて検査をして、AOZが検出されないもののみが日本に輸入可能にすると。そのほかのものについては、積み戻してもらおうとか、いろんな行政措置を取ったというのがございます。

丸山座長 春日先生、よろしゅうございましょうか。

春日専門委員 情報収集のところは、私たちも実際に対応しているので承知しているんですが、それに対して厚労省としてどういう対応をされるかというところをお聞きできると、この専門調査会としても、やはり緊急時対応というところで参考にさせていただけるかと思ったので御質問させていただきました。

南監視安全課長 情報を基に、必要があれば、とりあえずは輸入者に対して水際での貨物の保留といったことも行いますし、またその止めた貨物に対して検査を実施するということを行っております。それはもう通常我々が行っていることなんですが、何か特別なことを期待してお尋ねなんですか。

春日専門委員 厚労省のシステム体制を必ずしも皆さん熟知されている委員の方ばかりではないと思いましたので、もう少し大まかな体制のことですとか、そういう組織的なことをイメージしたんですけれども。

南監視安全課長 基本的に、そういう違反を探知した、違反を発見した場合は、発見排除、ものがどこにあるとそれは除去するというのが私どもの基本的な姿勢です。

丸山座長 ありがとうございます。ほかに、元井先生、どうぞ。

元井専門委員 今、輸入食品の話が出たんですけれども、同じ似たようなもので、輸入の飼料、これが家畜を介して食品を汚染するという問題が、今かなりいろいろあると思うんですけれども、それに対してその辺の今言った同じような立場、情報収集と、それをどういうふうに食品として有機的に組み合わせるか、これは農水の方で所掌されていると思うんですけれども、その辺の兼ね合いはどうなっているのか聞きたいと思います。

丸山座長 朝倉さん、いかがでしょうか。

朝倉食品安全危機管理官 最近あった事例を御紹介させていただければわかるかと思えます。これはもう記者発表したのですが、定期的に私ども飼料検査所でトウモロコシのアフラトキシンのモニタリングをやっております。そうしましたら、実はアメリカ産のトウモロコシから、ここ何期か連続でどうも検出頻度が高まって、また最高値も高いのが出てきているというような状況がありました。輸入したトウモロコシをそのまま家畜にやるわけではなくて、それを配合飼料としてほかのものと混ぜて、それを家畜に給与するというようなことが行われるわけですが、配合飼料をつくっている会社が原料として輸入しているわけです。それを肥料検査所では配合飼料の原料のトウモロコシをモニタリングしておりまして、アフラトキシンによる汚染が高まる傾向があるのでということで、配合飼料メーカーに、配合飼料を製造する際には十分注意しなさいという通知を出しております。

併せて、そういった情報は厚生労働省にも、当然そのトウモロコシは食品にも使われる可能性があるわけですから、連絡しました。また、関係機関を通じて食品を製造する会社などにも連絡しております。

丸山座長 どうぞ。

元井専門委員 その辺の情報ですね。アフラトキシンの場合は、法的な規制がある程度ありますので、法的な規制がないような危険物もあって、食品よりむしろ情報がなかなか得られないという面がありますね。ですから、その辺の情報のキャッチをどうするかというのは、大きな問題だと思うんですけれども、それについてはどうお考えなんでしょうか。

朝倉食品安全危機管理官 私ども、先ほど海外の情報というような話をさせていただきましたけれども、南課長からもございましたが、EUなどではラピッド・アラート・システムというのがあって、検査の結果違反があればほぼ時期を置かずにインターネット上にそういう情報が載りますので、それは関係課のところで定期的にチェックをしております。

これは、当然EUの域内に入ってきたもののチェックなんですけれども、それについて例えばどこからの国のものがあつたよと、これは飼料であれば、農水省がチェックをして注意をしなければと考えております。

また、FDAも、これは飼料の情報は載ってないと思うんですけれども、また、USDAの方も、これは食肉などの情報ですが、それぞれ食品のリコールの情報というのを公表するシステムが整備されてありますので、我々はそこを情報源として判断をすることとしております。

あと併せて、これは定期的な肥料検査所などのモニタリングの結果を随時出た折に、その都度公表していくという形を取るようになるかと思えます。

丸山座長 ほかにございましょうか。

近藤先生、どうぞ。

近藤専門委員 今の厚労省と農水省のお話を聞きまして、輸入物質の関係なんですけど、人間の場合同じくそういう危険物がある場合は阻止してしまうと。ただ、今の農水省の話ですと、やはりBSEの反省点に立てば、非常にいかがわしいものが高濃度で頻繁に検出されるという場合においては、業者への指導だけで流通させるというのは、私にとっては非常にいかがなものかなと思うわけですが、そこら付近は幾ら基準値があろうと、ある意味ではもう少し行政の対応というものが求められるんじゃないかと思えますが。

丸山座長 朝倉さん、どうぞ。

朝倉食品安全危機管理官 ちょっと説明に省略があつた部分があつたかもしれませんが。例えば飼料原料のモニタリングですから毎月50点ずつぐらいやっていたものが、5、6点の検出頻度であつたものが、今回注意喚起の指導を出したのはその検出頻度が、例えば7割ぐらいに高まったと、だから検出されてないものもあるわけです。検出されたものの中の平均値では大きな動きはないんですけれども、中に最高値で高いのが出てきたということでございます。

これは、アフラトキシンというのは、アスペルギルス・フラバスがつくる毒なんですけれども、それを例えば、これはアメリカなどでも国際的な評価でもそうなっているんですが、食肉の製造用に使った場合には、相当高いものでも肉には検出されないこと、牛乳な

どの場合には、余り高いのをやると牛乳中にその代謝物であるものが出てくるということも、これは国際的な評価においてわかっていて、基準などもできております。ある一定以下であれば、畜産物で全然問題ないということでございます。私どもとしては指導基準では牛乳に影響のないぎりぎりの水準ではなく、その半分ぐらいのところでは指導基準を置いて、配合飼料について検査をやっているということです。

検査では配合飼料が汚染されているということにはなかったのですが、米国産トウモロコシを原料に使う配合飼料を作る際に当然各会社は指導基準が適用されますので、製造の際に注意して分析しているわけです。したがって、そういう注意をきちっとやってくださいねというのを、予防的な観点から注意喚起をしたということでございます。

したがって、実際に配合飼料メーカーにおいて余りにも高いものが見つければ、それは当然使わないなどのとか、そういう措置が取られて、その結果配合飼料が指導基準以内に必ずおさめるようにして、畜産物には影響がないと、こういうシステムです。今回の通知はまず一つはそういう配合飼料の製造段階において、肥飼料検査所による抜き取り検査をやっているのですが、製造メーカーにおいても製造の段階で注意してくださいということをやったということです。

もう一つは、そういった同じトウモロコシで飼料に回る以外の用途もございまして、それは関係機関に情報を伝えて、更に注意喚起をしたということでございます。よろしいでしょうか。

近藤専門委員 追加してよろしいですか。よくわかりました。やはり畜産物が食品となっていく、その段階で人間ということではなくて、やはり第一胃には動物の健康という面から農水省の場合は基準値を設定していかないと、非常に微妙な問題が。どうしても反芻動物の場合は、第一胃のバクテリアの関係がありますので、やはり毒性というものについてはもうちょっとシビアに考えていただければありがたいと思うわけですが。

以上です。

丸山座長 南さん、どうぞ。

南監視安全課長 今、農林水産省の方から御説明のあった後のフォローは厚生労働省が行うこととなります。

一つは、えさだけではなく、食用のトウモロコシもあるわけでございますので、こういったものについても、輸入時点でモニタリングを強化していくというのが一点でございます。

もう一点は、確かにえさとしての安全性を見込んでの許可をなされているわけですが、

それが食品となる、乳として出てくるとき、確かにそうになっているということを確認するために、私どもの方で今後調査を行っていくということで、連携を取って安全性を確かめていきたいと考えております。

丸山座長 ありがとうございます。ほかにございましょうか。

先ほど出された、情報収集というのが大事だという委員の方から御指摘がございましたが、これについては次の議題の緊急時対応の在り方の1つの柱として論議をいただくつもりでございますので、次の5番目の緊急時対応の在り方というところに議題を移らせていただきたいと思います。

その中の食品安全確保に関する情報収集についてということにつきまして、事務局から御説明いただき、論議をいただきたいと思っております。事務局、よろしく願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 座長から今、御説明ありましたように、緊急時の対応に当たりましては、平時の情報収集というのは極めて重要でございます。食品安全委員会では、事務局に情報・緊急時対応課というのがございまして、私どもの課でございますけれども、ここが中心になって危害情報を含む食品の安全性確保に関する情報を収集しているところでございます。

資料5に沿って、現在どういうところから、どういう機関を情報源として危害情報等を収集しているかについて説明させていただきます。

まず「関係行政機関」ということで、既に厚生労働省、農林水産省、環境省、都道府県等におかれましては、危害情報等を収集する体制ができておりますので、効率的に情報を入手するという観点から、こういった関係行政機関の入手した情報については共有させていただいているところでございます。

2番目に「国内関係機関」といたしましては、主に国立医薬品食品衛生研究所、国立感染症研究所、農林水産消費技術センター、動物衛生研究所、食品総合研究所といったところから随時情報を提供していただいているところでございます。

3番目に「国際関係機関」ということで、WHO（世界保健機関）、FAO（国連食糧農業機関）、Codex Alimentarius Commission（食品規格委員会）、OIE（国際獣疫事務局）、IARC（国際癌研究機関）、こういったところからも主にインターネット等を検索することによって情報を入手しております。

「関係国公的機関」といたしましては、アメリカのCDC（疾病予防センター）、FDA（厚生省/食品医薬品庁）、USDA（農務省）、EPA（環境保護庁）。

カナダの C F I A（食品検査庁）、Health Canada（厚生省）。

E Uでは、E C（欧州委員会）、新しくできました E F S A（欧州食品安全機構）。

イギリスは、F S A（食品基準庁）。

フランスは、A F S S A（食品衛生安全局）。

オランダは、R I V M（公衆衛生・環境保護研究所）。

といったところから、現時点では主にホームページを検索することによって情報を収集しております。こういった機関とは、今後協力関係を結んで、インターネットだけではなくて、早期に情報を収集していきたいと考えております。

それ以外に、学術雑誌、関係学会・団体。

それから、現在任命手続の最終段階にあります、食品安全モニター、全国 470 名任命することになっております。

それから、8月1日から設置いたしております、食の安全ダイヤル、こういったところからも危害情報に関する情報が入ってくるようになっております。

そのほかに、インターネットのニュースサイト、一般紙等のマスメディア、こういったところからも毎日情報を検索しております。

最後に、特に詳細な情報を必要とする場合には、委託調査とか現地調査を行って情報収集することも考えております。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。この情報収集体制につきまして、何か御意見、御質問がございましたら、どうぞ。

岡部先生、感染症の方から何かございますでしょうか。

岡部専門委員 今のところ特に結構です。

丸山座長 渡邊先生、どうぞ。

渡邊専門委員 たくさんの情報を御収集して、情報収集は重要だと思うんですけども、それを実際に解析して、トッププライオリティーがどれであるかという判断をするのは調査委員会が担当するんですか。

それとも、事務局側にそういうものがあるんですか。

杉浦情報・緊急時対応課長 現時点では、事務局で重要だと思われる情報につきまして整理いたしまして、毎週定期的に食品安全委員会の委員にチェックしていただいているという状況でございます。

今後は、これから議論することになります、想定される緊急事態というのを特定してい

ただが必要がありますので、そういった観点からも情報の優先度というのを整理できればというふうに考えております。

丸山座長 どうぞ。

平子課長補佐 1点補足させていただきますと、集めました情報につきまして、情報・緊急時対応課の方で1週間に1回委員の方に報告するとともに、緊急の対応を要する可能性があるもの、これについてはまさにこれから委員の方々に御議論していただくところだとは存じますけれども、現時点におきましては、取り急ぎそういった可能性があるものについて、緊急に委員長のところまで報告がいつているという状況でございます。

丸山座長 ありがとうございます。

山本先生、何か化学物質の方からこれについて御意見ございますでしょうか。

山本専門委員 私たちは今のところ、ここにも書いてあるような世界各国の最新情報とか、アラート情報を集めるようにしているところなんですけれども、その中から、今ありましたように、どういうふうに重要なものを抽出していくか、それから今はまだ問題が見えていないけれども何かの問題をはらんでいるんじゃないかという、そういうところの見極めというか、検討をできるような体制をこれから整えていくことが重要ではないかと思っています。

丸山座長 渡邊先生からも、山本先生からも、大変貴重な御意見だったと思いますが、ただ幅広く集めるといっても大事だけれども、プライオリティーをどうするかとか、それをどう解析するかということが、より緊急時の対応ということでは同時に大事だという御意見だと思います。

事務局長、どうぞ。

梅津事務局長 今の御指摘、収集した情報をどうプライオリティーを付ける、あるいは解析する、活用するということが本旨だと思います。情報というのは、それを見る者、読む者の感度によって、当然重要性が変わってくるわけでございますので、安全委員会は基本的に情報収集、分析するという8条機関でございます。したがって、厚生省、農水省含めて、具体的はリスク管理を行う機関との情報の共有のシステムをつくっていく必要があると思っております。

理想的にはデータベース化をしまして、さまざまな検索をスピーディーにやれるようなシステムを構築したいと思っております、そうした予算も現在要求中でございます。

丸山座長 この情報収集につきまして、ほかにもございましょうか。

それでは、この緊急時対応ということのもう一つの議題で、食品安全委員会の緊急時対

応の基本指針項目ということについて、事務局から御説明いただきたいと思います。お願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 冒頭、委員長、あるいは座長のあいさつの中にもございましたように、この専門調査会の主な任務の1つというのは、緊急時対応マニュアルを作成することかというふうに思います。事柄の重要性にかんがみまして、早急にマニュアルをつくる必要があるのではないかというふうに事務局としては考えているんですけども、お手元に資料6として配布させていただきました。「食品安全委員会緊急時対応基本指針項目（案）」というのが、仮に緊急時対応マニュアルをつくるとすれば、それに含めるべき項目、骨子はこうなるのではないかという観点から事務局で用意させていただいたものであります。

1～14までございますけれども、簡単にどういう趣旨でこの項目を用意させていただいたかということについて説明させていただきます。

まず、最初に食品安全委員会の役割でございますけれども、当然食品安全委員会は科学的評価とか、情報収集等を一元的に行ったり、あるいはリスクコミュニケーション等についても、関係行政機関の事務の調整を行う、あるいは関係行政に対してその講ずべき施策等について勧告・助言を行うという立場でございますので、特に緊急時には政府全体の対応の中心的な役割を果たすべきだというようなことを規定したらどうかというふうに考えております。

2番目の「対応の基本」でございますけれども、ここでは危害情報については、先ほど説明させていただきましたけれども、広範囲な収集、及び分析が必要であるとか。あるいは、関係行政機関等との緊密な連携が必要だといったことを規定したらどうかと考えております。

3番目の「対象となる緊急事態等」につきましては、これは文字どおりこの食品安全委員会が出動すべき緊急事態とは何かということをごここで定めたらどうかというふうに考えております。

4番目の「緊急時における体制」ですけれども、これは緊急時に参集すべき食品安全委員会の職員の範囲等について規定したらどうかというふうに考えております。

5番目の「連絡要領」ですけれども、これは危害情報というのは、主に食品安全委員会の事務局の情報・緊急時対応課に入ってくる可能性が高いわけですけれども、情報・緊急時対応課から事務局長、それから委員長への連絡、あるいはその連絡を受けた事務局長や委員長が事務局の職員を参集したり、あるいは委員会を招集する指示、連絡の手続につい

て規定したらどうかというふうに考えております。

6番目の「関係行政機関との連絡体制」でございますけれども、ここでは各関係行政機関との連絡窓口の設置等について規定したらどうかというふうに考えております。

7番目の「情報収集のあり方」ですけれども、ここでは先ほど御説明いたしましたような、平時における情報収集、それから緊急時における情報収集の在り方について規定するとともに、必要に応じて現地調査によっても情報収集をする必要があるかと思っておりますので、そういったことを規定したらどうかというふうに考えております。

8番目の「緊急対策本部の設置」ですけれども、これは緊急時で特に政府全体としての対応が必要な場合には、緊急対策本部というのを設置する必要があるかと思っておりますけれども、そういったことについて規定したらどうかというふうに考えております。

9番目の「関係府省連絡会議の設置」ですけれども、緊急時で特に府省横断的に対応すべき必要がある場合には、関係府省連絡会議を設置をする必要があるかと思っておりますので、そういったことを規定したらどうかというふうに考えております。

10番目の「専門委員の委員会への参加」ですけれども、緊急時には食品安全委員会は必要に応じて専門委員に参加していただいて、専門の事項を審議できることが必要かと思っておりますので、そういった専門委員を委員会に参加していただくことについて規定したらどうかというふうに考えております。

11番目の「調査研究」ですけれども、緊急時の対応を行うために、場合によっては必要な知見を得るための調査研究が必要となることもございますので、そういったことを規定したらどうかというふうに考えております。

12番目の「情報提供」ですけれども、これは1つは緊急事態等に関連する情報の国民への提供。もう一つは、危害情報について関係行政機関とか、あるいは国際機関に通知することが重要ですので、そういったことをここで定めたらどうかといふふうに考えております。

13番目の「勧告及び意見」ですけれども、これは緊急時における食品安全委員会による関係大臣への勧告、意見具申といったことが必要になることもございますので、そういったことを規定したらどうかというふうに考えております。

14番目に「その他」ということで、その他必要な事項を定めたらどうかというふうに考えております。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。こういうふうにやり方としては、例えば既にたたき台のようなものがあって、それで御論議いただくやり方もあろうかと思うんですが、ま

だ事務局の方でもこの委員会ができてそう時間もなかったというようなこともありまして、今日は案といっても、目次というべきものだけをここにお出しして、そして今、御説明があったものに委員の皆様方から、こういうものを含めた方がいい、ここがこうだという御意見をいただいて、それを踏まえて文章をつくっていただく順番になろうかと今日は思うんです。

大変目次だけで論議しにくい面もあるかと思うんですけれども、今、事務局から御説明があったことを踏まえて御意見をいただきたいと。この基本指針となるものに、こういうものも盛り込んだ方がいいとか。あるいは、こういうことではいかがだろうかという積極的な御意見をいただければというふうに思っております。

御意見をちょうだいしたいと思います。

渡邊先生、どうぞ。

渡邊専門委員 11番目に「調査研究」とあるんですけれども、これは各省庁が研究をやっていますね。それとの位置づけというのはどういう、勿論完全にセパレートしてというのは非常に難しいことだと思うんですけれども。

丸山座長 杉浦さん、どうぞ。

杉浦情報・緊急時対応課長 緊急時に実施する調査研究といたしまして、大きく2つを考えております。

1つは、当委員会が予算として持っております、食品安全確保総合調査費というのがございますので、それを使って行う委託調査。

もう一つは、食品安全基本法で、緊急時には調査研究機関に緊急に調査研究を要請することができるという規定がございますので、その規定に基づいて調査研究を要請する場合もあるかというふうに考えております。

丸山座長 それは安全委員会独自が予算を持って、そういう調査研究を委託するということでございますので。後半の方は。

杉浦情報・緊急時対応課長 後半の方は、必ずしもそういうことではないかと思うんですが。

但野専門委員 今のお話の調査研究委託については、緊急事態が発生した時点で委託するケースと、緊急事態が発生する可能性があることをこの調査会で予測しまして、それについて委託するケースがあると思います。緊急事態としてどのような項目があるかということこれから議論すると思いますが、緊急事態が発生しえると予測されるケースについても調査研究を委託することが可能でしょうか。この調査会でこういう問題が起こり得ると想定しまして、それについて調査研究を委託することもこの

中に含まれていますか。

杉浦情報・緊急時対応課長 勿論、その危害要因が原因で緊急事態が発生する可能性があることを想定して調査研究を委託することも考えられますけれども、特に今、考えております緊急時対応マニュアルの中では、緊急事態が発生した場合の実施すべき調査研究ということで考えております。

丸山座長 あくまでも発生した場合とのことです。平子さん、何か補足でございましょうか。

平子課長補佐 済みません。もう一点補足させていただきますと、今、但野専門委員の方から御指摘のあった点について、この専門調査会の方で緊急に対応を要すべき事態というものが議論されれば、そういったものが実際に食品安全委員会、親委員会の方で実際に対応が必要と決定された場合は、委託というもののスキームというのがございます。

それが先ほど課長の方から申し上げさせていただいた、調査委託費のようなものを使うのか、それともまたはそういった緊急事態が差し迫っているような場合でございましたら、関係行政機関の試験研究機関、国立であれば委託ということはできないと思われまので、ここは自前のところでやっていただく可能性が高いと。

そうではなくて、例えば民間のところとか、そういった一般の所なり、またほかのところであれば、調査を実際に委託する場合も想定されるというスキームでございます。

丸山座長 飯島先生、どうぞ。

飯島専門委員 12番の「情報提供」のところですが、国民への情報提供とありますけれども、先ほど情報収集して評価をしてというのがありましたが、例えばこれは種々の問題が生じた場合、どの時点で国民に情報開示をするのか、何かお考えがありますか。

丸山座長 事務局の方、お願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 緊急事態における国民への情報提供というのは、いろんなケースがあるかと思えますけれども、リスクコミュニケーション、あるいはクライシスコミュニケーションの観点から、必要に応じてやっていくということになるんじゃないかと思えます。ちょっと一般論でしかお答えできないんですけども。

飯島専門委員 ありがとうございます。

丸山座長 事務局長、どうぞ。

梅津事務局長 この委員会の3つの役割の1つの緊急時対応が特に重視されますのは、昨年6月11日の関係閣僚会議で、政府一体となった対応が必要だということが特に特記されております。

そこで、当然その中でどういう事態を想定するのかということが問題になってくるわけでもございますけれども、過去 96 年に O 157 の大発生のケースとか、2 年前の B S E の初発のケースとか、いろいろな広がりから見て、より政府が一体となった対応が求められたのではないかとというような反省が、昨年 6 月のとりまとめにあったのではないかと思います。

そのような意味で、厚生、農水から御説明いただきましたけれども、これまでの常識的なと申しましょうか、想定を超えたような、どういうところまで射的に入れて考えなければいけないのか、今年の春発生しました S A R S は、必ずしも食由来ではないというふうに整理されておりますけれども、さまざまな未知の要因、あるいは既知の要因でも、これまで日本で経験のないような問題もあろうかと思います。そういったものをいろんなルートで情報収集するのは勿論ですけれども、平常時から極力情報を集めて、幅広い実態の想定をしておきたいということと、それに対応した考え方を整理しておきたいというのが、言わば平常時の備えかと思えます。

併せて緊急時については、慌てて予算で委託調査を仕組んでという暇はないと思いますから、法律に基づく緊急の対応として国研、あるいは独法に対して、緊急の情報提供なり、極めてショートノーティスの情報提供を依頼するというようなことが想定されるかと思えます。

丸山座長 ほかにいかがでしょうか。あるいは、今のに関連して。

平子さん、どうぞ。

平子課長補佐 先ほど飯島専門委員の方から御指摘のあった情報提供の、例えばこういった緊急事態のようなものが起きたときに、非常にコミュニケーションというのが重要になってくるというのは、御承知のとおりだと思うんですけれども、逆に例えばこのマニュアルの中に、こういった形でいつの時点で情報提供すべきだとか、そういった原則論のようなお話をもし特定できるような、そういった原則論が議論できるのであれば、逆にそういった御指摘などをいただければ非常にありがたいと思っております。

丸山座長 今の平子さんの方から御提案のあったことについていかがですか。

また、それはもし今、出なくても、暫定的なものをつくった時点でもって、具体的な文章を見ながら論議を深めていくということでもよろしゅうございましょうか。

平子課長補佐 それは結構でございます。

丸山座長 ほかにございますか。この基本指針というものについて、こういうものを盛り込む、あるいはこういう考え方でという御意見があったら、意見をいただいております

と、事務局の方でも策定の案をつくるのに大変参考になると思いますので。

春日先生、どうぞ。

春日専門委員 これは、山本委員の方が専門なんですけれども、3番の「対象となる緊急事態等」のところに、自然汚染による緊急時だけではなくて、人為的な、つまりバイオテロですとか、サボタージュ、そういうことによる緊急事態ということも念頭に置いた方がいいんじゃないかと思うんですけれども、事務局としてはお考えはいかがでしょうか。

平子課長補佐 このバイオテロとかいうケースについてですけれども、一般論としては言えば、それが当初において、通常の食中毒とか、生物による原因のものと区別するのが恐らく難しいのではないかと。したがって、対象としては含まれるんだろうなと。

ただ、政府全体の役割分担というところの中になると、こういったいわゆる事件物といえますか、警察なり、犯罪のようなケースについて、どのような形で食品安全委員会が携わっていくのかというのは少し議論が要るのかなというふうに考えておるところでございます。

丸山座長 ですから、この3番辺りの緊急時の緊急の特定ということが、かなり重要なことになってまいりますね。その辺りで、ほかにも何か御意見いただければありがたいんですが。

それでは、いろんな御意見いただきましたが、こういう議論を踏まえまして、更にこの議論の効率化ということを図るためにも、次回の専門委員会までに事務局の方で暫定的なものを、この目次に従って、こういうものをつくっていただく。その後で、それを多分2回目の会議の前に皆さん方にそれをお示しして、そして検討いただき第2回目に臨むというような方向性でいきたいと思うんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、そんなふうに進めさせていただきたいと思いますので、今後の予定ということも含めて、後で事務局から御連絡があると思いますので、今日は本当に骨子のところだけをお話いただいたということで、次回にこの課題をもっと深めていきたいというふうに思っております。

今日の第1回の会議は、一応予定されました議事をここで終わらせていただきたいと思いますので、

これを含めて、事務局の方から、何か御連絡をいただけたらというふうに思います。お願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 特にその他ということではございません。

丸山座長 今後の予定ということについて、もう一度お話いただけるとありがたいので

すが。

杉浦情報・緊急時対応課長 今日、この指針の項目について御了解いただきましたので、ただいまの座長からの指示に従いまして、事務局の方で指針と申しますか、緊急時マニュアルの暫定版を早急に作成させていただきまして、各専門委員に送らせていただきまして、次回の専門調査会までに御意見をいただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

丸山座長 ありがとうございます。それでは、本日の委員会のすべての議事を終了いたしました。委員の先生方から、何か特に発言がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、以上をもちまして第1回の「緊急時対応専門調査会」を閉会させていただきます。厚労省、農水省の方々、どうもありがとうございました。これで終わらせていただきます。